

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県西之表市

2 構造改革特別区域の名称

さつまいも地域資源再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

西之表市の区域の一部（中割地域）

4 構造改革特別区域の特性

九州本土最南端の佐多岬から南東方向約43km、鹿児島市から115kmの洋上に位置する種子島は、周囲約166km、面積453.8km²、北北東から南南西に細長く伸びた島である。

西之表市はこの種子島の北部に位置し、面積は205.7km²で、種子島の総面積の45.3%を占め、南北の長さは25.2km、東西の幅は8.2kmで周囲63.0kmであり、東・西・北の3面は海に面し、南は中種子町と接しており、本土に最も近い種子島の海の玄関口として人・物の交流点となっている。

本市の産業は、「工業用・青果用さつまいも」と「さとうきび」の生産に、「畜産」や「輸送野菜」を加えた農業を中心とする第1次産業が基幹となっており、本市都市形成や経済発展の基盤となっている。

当該区域は、本市の南部に位置しており、林業と、さつまいも・さとうきび・畜産などの農業での経済振興が図られてきた。しかし、昭和後半からは、経済の国際化の急速な進行に伴い、若年労働者が島外へ流失したため、昭和40年には614人（世帯数145戸）であった地域人口も、現在では129人（世帯数66戸）に減少し、地域内の小学校も平成13年に休校となった。さらに、近年、特に高齢化が進み、65歳以上の地域人口割合を見てみると、平成2年には全体の27.2%であったものが、現在では全体の49.6%を占めるようになってきている。また、当該区域内の農家人口も、平成2年には112人（農家数40戸）であったものが、現在では43人（農家数21戸）と半分以下に減少している。

そのような中で、地域内の農地面積は約200ha存在するが、農地の遊休化・荒廃化が急速に進んでおり、平成6年には約4haであった遊休農地が、平成15年には約36haにまで拡大してきている。

このため、遊休農地の解消と拡大を防ぎつつ、農業振興のために施策を推進する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市における産業は、さつまいもやさとうきび等の第1次産業が基幹となっており、農地の基盤整備が完了して畑地灌漑施設のある地域では、水を利用したソラマメやイチゴ等の園芸作物も取り組まれてきている。

しかしながら、当該区域では、農地の基盤整備が進んでおらず、畑地灌漑施設もないという地理的要因と、過疎化、高齢化による担い手不足により、農地の遊休化・荒廃化が進み、農業の維持・継続が非常に難しい状況となっている。

一方、食の安全に対する意識の高まりとともに、さつまいもやさとうきび(黒砂糖)などは、健康食品としても関心が高まっており、今後の農産物の需要が見込まれる。

このような状況の中で、新たな農業の担い手の育成が求められているが、農業面だけの対応では担い手の確保が困難であるため、構造改革特区を活用し、農業生産法人以外の法人の参入を促すことにより、農地の遊休化・荒廃化の解消と、農地の再生による農産物(さつまいも等)の生産拡大と産地基盤の強化、農外資本や農業関連資本の参入による企業型農業経営の開始、付加価値型農業の展開、新たな雇用機会の創出、新技術の導入による商品開発などによって、地域産業を再生しようとするものである。

このように、当該区域を構造改革特区として位置づけ、遊休農地の解消対策や農産物の産地化対策等の関連施策を展開することで、地域経済の発展と本市の活性化を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

当該区域内の遊休化・荒廃化した農地を、農業生産法人以外の法人に貸し出すことで、地域資源である農地を再生し、その農地を活用して、もう一つの地域資源である「さつまいも」等の農産物の生産を行うことで、1次・2次・3次産業間の連携による『産地づくり』、『働く場づくり』を確立し、島の宝を生かした産業の再生を図ることで、最終的には、本市長期

振興計画の理念“種をあかせば、島は小さな地球 ルネッサンス西之表^{*1}” を実現させる。

*1 種をあかせば、島は小さな地球 ルネッサンス西之表：種子島のこれからの真のあり方として、その門戸を開き人・物・情報等の交流を活発化し、まさに地球の縮図のような様々なタイプの人が集まり、色々な分野に清新な気運を巻き起こしていくような地域社会を作っていく。また、産業や生活はもとより、環境・文化・教育・福祉等あらゆる分野、あらゆる人々が一体となって地域づくりの利害を共同享受しながら、人と自然がバランスよく調和してその営みを永続できる循環型の社会を構築していく。そのために、西之表市は種子島の中核としての自覚を認識しながら、日本の近世を開いた「鉄砲」や全国の飢餓を救った「さつまいも」等の歴史や伝統に自信と誇りを持つとともに、宝の島とも形容される地域資源に光を当てて、永続的に持続していける人間や自然の営みを重視した地域社会づくりを進めながら、住民が誇りをもて、外に向けても問題提起や情報発信がしていけるようなまちに再生し、住民も自然も全てが生命力を増し、はつらつとした自信に満ちたまちにしていくことを基本理念とする。

目標達成のための事業展開

多様な担い手の農業参入による遊休農地等の再生・流動化を進め、地域農業と産業の振興を図る。

ア) 当該区域内には約200haの農地が存在するが、そのうちの約36haの農地が遊休化ないし荒廃化している。

このような農地を、本市が計画的・段階的に借用手続きを行い、農業生産法人以外の法人等に貸し出すことにより、地域内の資源である農地の再生が行われ、農作物の生産拡大による「産地づくり」と新規雇用による「働く場づくり」を構築することで、地域産業全体の再活性化を図る。

イ) 鹿児島県特産品協会や種子島特産品協会が、本県及び本島の特産品のPR活動を大消費地に向けて定期的実施しているが、当協会や鹿児島県農産物加工研究指導センター、種子島地域「食」交流推進協議会、種子島実業高等学校、地域おこし団体であるNPO法人“ジュントス”等にも働きかけ、JAとも連携を取りながら、「さつまいも」を中心にした商品開発を行い、農企業の育成と販路開拓を進める。

ウ) 芋焼酎は、これまで地域での消費が中心であったが、近年は全国的にその人気が高まり、消費も伸びてきている。そこで、消費者が、産地や商品の個性、つまり“本物志向”や“トレイサビリティー”を強く要求するようになってきている機会を生かすとともに、その昔、琉球国から贈られた「甘しょ(さつまいも)」を他地域に先駆けて栽培に成功したという歴史的有利性や、紫色の種子島ゴールドや紅色の安納紅などの豊富な品種を有する地の利を生かし、本市の焼酎製造会

社に働きかけ、履歴の判然とした焼酎の開発を行うなど、産業育成を進め地域経済の振興を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

現在、当該区域には約36haの遊休農地が存在するが、このままでは区域内の農家人口はさらに減少し、農家の高齢化率も高くなり、遊休農地もさらに増加することが予想される。そこで、構造改革特区を活用し、農業生産法人以外の法人の参入を促すことで、5年後には3～5法人の参入を見込んでいる。

新たな法人が参入することにより、あらゆる経済効果が生まれてくるが、具体的には、まず遊休農地の解消が見込まれ、1年後には5ha程度の解消を、さらに5年後には30ha程度の解消を見込んでいる。

また、特定法人の参入等で、青果用・加工用さつまいも等の生産が増えることにより、新たに2千万円程度の農業粗生産額の増加が期待され、5年後には1億2千万円程度の農業粗生産額の増加が見込まれる。

なお、農産物の生産に伴い、お菓子や焼き芋、焼酎等の関連商品の販売も向上することが見込まれ、1年後には1千万円程度の販売の向上が、5年後には3億円程度の販売の向上が見込まれる。

地元雇用に関しても、農産物の生産・加工・流通関係に新たな雇用が生まれ、1年後には5名程度の新規雇用を、5年後には15名程度の新規雇用を見込んでいる。

また、この地元雇用に伴い、新たな所得も生まれ、1年後には1千万円程度の所得向上が、5年後には4千万円程度の所得向上が見込まれる。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 目標達成に向けた推進体制

構造改革特区推進協議会の設置

本市の産業界、商工会、JA、認定農業者連絡協議会等のメンバーで構成し、構造改革特区プランの実行を推進する体制整備を図る。

構造改革特区推進室並びに会議の設置

目標達成の行動計画を策定するための庁内組織

ア) 推進室の設置

イ) 推進会議(助役以下関係課長等からなる組織)の設置

(2) 具体的な事業の導入・展開

遊休農地解消事業

地域の自主性・創意工夫の発揮を通じて、遊休農地を総合的に解消することにより、優良農地の確保、地域農業の振興及び土地利用の秩序化を図るとともに、営農・生活環境及び農村景観の向上による魅力ある地域づくりを目指す。

産地(ブランド化)戦略事業 ブランド・ニッポン関連

地域の基幹作物であるさつまいも等の農産物の生産を拡大し、関係機関とも連携を取りながら、生産技術講習会や消費者交流会等を実施するとともに、これらの農産物を原材料とした商品開発を図ることで、産地化(ブランド化)を目指す。

甘しょ生産体制整備強化事業

生産環境の厳しいでんぷん原料用甘しょから青果・加工用等への用途転換を図り、より付加価値のある農産物を生産していく。

情報発信事業 島情報発信・アイランダー等

島外で実施される物産展やイベントに出向き、地元農産物の展示即売等を行うことで、農産物のPRと島の情報発信を行う。

(3) 評価体制の確立

構造改革特区推進協議会の専門部会として評価委員会を設置し、上記事業を実施していく中で定期的な評価活動を行い、事業の見直しを図っていく。

別紙

1 特定事業の名称

番号：1001

名称：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の
特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

西之表市

構造改革特区内の農地を借り受けて農業経営に参入する農業生産法
人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

農地等を貸し付ける主体は、構造改革特区計画の認定を受けた市と
する。

農地等の貸付けを受けて農業経営に参入する主体は、上記2に記載
の特定法人とする。

(2) 事業が行われる区域

西之表市の区域の一部（中割地域）

(3) 事業の実施期間

上記3に記載の適用開始の日から

(4) 事業により実現される行為等

農業生産法人以外の法人は、西之表市と協定を締結するとともに、
西之表市農業委員会の許可を受けて、貸付主体である西之表市から
借り受けた事業が行われる区域内的の農地において、認定後事業を開
始することとする。農業生産法人以外の法人による農業参入につい
て、5年後には3～5法人で30ha程度を見込んでいる。

貸付主体である西之表市は、当該法人が農業経営を行うことを予定
する農地を所有者から借り受ける。

5 当該規制の特例措置の内容

本市の産業は、さつまいもやさとうきび等の生産に、畜産や輸送野菜を加えた農業を中心とする第1次産業が基幹となっているが、農家数は年々減少し、高齢化も進んでいる。

当該区域内では、平成7年の農家戸数は28戸、農家人口は73人であり、そのうち65歳以上が30人と全体の41.1%であったが、平成15年の農家戸数は21戸、農家人口は43人で、そのうち65歳以上が30人と全体の69.8%となっており農家戸数・農家人口の減少と、農業従事者の高齢化がかなり進んできている。

また、構造改革特別区域における認定農業者等の担い手は皆無に等しく、本市の認定農業者146経営体についても、それぞれの地域において経営基盤の強化を図るなど、当該区域への参入・規模拡大は難しい状況にある。

このような中、区域内の遊休農地は、平成6年の調査時点では約4haであったが、平成15年の調査時点では約36haとなっており、農地の遊休化・荒廃化が急速に進んできている状況にある。

以上のことから、特別区域内における遊休地が深刻であるため、特例措置を適用し、農業外部からの法人による農業参入により、遊休農地の解消と地域資源の再生を図ることで、産業間連携による「産地づくり」と「働く場づくり」を構築し、地域産業全体の再活性化を目指す。

具体的には、遊休農地の解消が見込まれ、1年後には5ha程度の解消を、5年後には30ha程度の解消を見込んでいる。

それに関連し、農産物の生産・加工・流通関係に新たな雇用が生まれ、1年後には5名程度の新規雇用を、5年後には15名程度の新規雇用を見込んでいる。

また、当該特例措置で、当初1法人の参入が見込まれるが、5年後には3～5法人の参入を目指すものである。